

申告相談のお知らせ

今年も町県民税および所得税の申告時期となりました。申告は、正しく税金を計算し、納めるための手続きです。申告期限近くなると、会場が大変混み合いますので、早めの準備と申告をお願いします。

申告には『**利用者識別番号**』が必要です。既に取得している人は番号がわかるもの(税務署が発送する『確定申告のお知らせ』や『利用者識別番号等の通知』など)をお持ちください。まだ取得していない人は会場で職員が取得しますのでご安心ください。

◎申告会場

今年は「養老町役場」に申告会場を開設します。

場 所 町役場 4階大会議室

開設期間 2月16日(金)～3月15日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

時 間 9時～16時30分(受付:16時まで)

会場が昨年と異なります。
ご注意ください!

対象地区	実施日	対象地区	実施日
高田・室原	2月19日(月)・3月1日(金)	池辺	2月26日(月)・3月7日(木)
広幡・上多度	2月20日(火)・3月4日(月)	笠郷	2月27日(火)・3月8日(金)
小畑・多芸	2月21日(水)・3月5日(火)	全地区	2月16日(金)・28日(水)・29日(木)
養老・日吉	2月22日(木)・3月6日(水)		3月11日(月)・12日(火)・13日(水)・14日(木)・15日(金)

※初日は大変混みあいますので、できるだけ地区ごとの指定日のご来場にご協力ください。

※地区ごとの指定日に都合のつかない人は、申告期間中に都合のつく日にお越しください。

○町の申告会場では下記①～⑩に該当する申告は受け付けしていません。

税務署の確定申告会場(大垣市民会館)で申告してください。

- | | |
|---|--------------------|
| ①令和6年度(令和5年分)以外の申告 | ⑥雑損控除の申告 |
| ②青色申告 | ⑦繰越控除の申告 |
| ③消費税・贈与税の申告 | ⑧初めての住宅借入金等特別控除の申告 |
| ④土地・建物や株式などの譲渡所得の申告
(国・県・町に土地・建物を売った場合を除く) | ⑨準確定申告(亡くなった人の申告) |
| ⑤分離課税の申告 | ⑩その他内容が複雑な申告 |

●事業所得や不動産所得がある人は収支内訳書を準備してください。

●医療費控除を受ける人は医療費の明細を作成してください。

●**外貨預金の解約などで為替差益が生じた人が申告をする場合は、所得額がわかるようにご準備ください。**

●税務課窓口では申告の相談は行いません。提出のみ受け付けいたします。

●申告書は郵送やe-Taxでの提出にご協力ください。

●申告に関する詳しい内容は広報「養老」2月号でお知らせします。

【注意】「上場株式等の配当所得等に係る課税方式」が統一されます

令和6年度の住民税より「特定配当等・特定株式等譲渡所得金額に係る所得」において、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなり、所得税の確定申告をすると住民税でも同じ課税方式で計算されます。これにより**住民税上の配偶者(特別)控除や扶養控除などの適用や非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定などに影響が出る可能性がありますのでご注意ください。**

問 税務課 ☎32-1103